

○法務省令第 号

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第四百十九号）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行令（平成十九年政令第三十八号）の規定に基づき、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年 月 日

法務大臣 小泉 龍司

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則の一部を改正する省令
 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成十九年法務省令第二十八号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を加える。

改正後	改正前
<p>（理事会の議事録） 第十五条 「1・2 略」</p> <p>3 理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならぬ。 「一〇四 略」</p> <p>五 次に掲げる規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要 「イ〇ハ 略」</p> <p>二 法第百十八条の二第四項 「六〇八 略」</p> <p>4 「略」</p>	<p>（理事会の議事録） 第十五条 「1・2 同上」</p> <p>3 「同上」</p> <p>「一〇四 同上」</p> <p>五 「同上」</p> <p>「イ〇ハ 同上」</p> <p>「号の細分を加える。」 「六〇八 同上」</p> <p>4 「同上」</p>

(理事会等に関する規定の準用)

第六十二条 第十四条から第十八条までの規定は、法第九十七
条において準用する法第九十条第四項第五号、第九十五条第三項、
第九十九条第一項、第二百二条及び第一百七十条第一項の規定により法
務省令で定めるべき事項について準用する。この場合において、
第十五条第三項第二号イ中「法第九十三条第二項」とあるのは
「法第九十七条において準用する法第九十三条第二項」と、同
号ロ中「法第九十三条第三項」とあるのは「法第九十七条にお
いて準用する法第九十三条第三項」と、同号ハ中「法第一百一条第
二項」とあるのは「法第九十七条において準用する法第一百一条
第二項」と、同号ニ中「法第一百一条第三項」とあるのは「法第百
九十七条において準用する法第一百一条第三項」と、同項第五号イ
中「法第九十二条第二項」とあるのは「法第九十七条において
準用する法第九十二条第二項」と、同号ロ中「法第一百条」とある
のは「法第九十七条において準用する法第一百条」と、同号ハ中
「法第一百一条第一項」とあるのは「法第九十七条において準用
する法第一百一条第一項」と、同号ニ中「法第一百八条の二第四
項」とあるのは「法第九十八条の二において準用する法第一百
八条の二第四項」と、同項第六号中「法第九十五条第三項」とあ
るのは「法第九十七条において準用する法第九十五条第三項」

(理事会等に関する規定の準用)

第六十二条 第十四条から第十八条までの規定は、法第九十七
条において準用する法第九十条第四項第五号、第九十五条第三項、
第九十九条第一項、第二百二条及び第一百七十条第一項の規定により法
務省令で定めるべき事項について準用する。この場合において、
第十五条第三項第二号イ中「法第九十三条第二項」とあるのは
「法第九十七条において準用する法第九十三条第二項」と、同
号ロ中「法第九十三条第三項」とあるのは「法第九十七条にお
いて準用する法第九十三条第三項」と、同号ハ中「法第一百一条第
二項」とあるのは「法第九十七条において準用する法第一百一条
第二項」と、同号ニ中「法第一百一条第三項」とあるのは「法第百
九十七条において準用する法第一百一条第三項」と、同項第五号イ
中「法第九十二条第二項」とあるのは「法第九十七条において
準用する法第九十二条第二項」と、同号ロ中「法第一百条」とある
のは「法第九十七条において準用する法第一百条」と、同号ハ中
「法第一百一条第一項」とあるのは「法第九十七条において準用
する法第一百一条第一項」と、同項第六号中「法第九十五条第三
項」とあるのは「法第九十七条において準用する法第九十五条
第三項」と、「法第二十一条第一項」とあるのは「法第六十二
条第一項」と、「第十九条第二号ロ」とあるのは「第六十三条に

と、「法第二十一条第一項」とあるのは「法第六十二条第一項」と、「第十九条第二号ロ」とあるのは「第六十三条において準用する第十九条第二号ロ」と、同条第四項第一号中「法第九十六条」とあるのは「法第九十七条において準用する法第九十六条」と、同項第二号中「法第九十八条第一項」とあるのは「法第九十七条において準用する法第九十八条第一項」と、第十六条第二項及び第四項並びに第十八条第二項中「一般社団法人」とあるのは「一般財団法人」と、読み替えるものとする。

(電磁的記録)

第八十九条 法第十条第二項（法第五十二条第三項において準用する場合を含む。）に規定する法務省令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第九十四条を除き、以下この節において同じ。）をもって調製するファイルに情報を記録したものであるものとする。

(電磁的方法)

第九十二条 法第十四条第二項第四号に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて

において準用する第十九条第二号ロ」と、同条第四項第一号中「法第九十六条」とあるのは「法第九十七条において準用する法第九十六条」と、同項第二号中「法第九十八条第一項」とあるのは「法第九十七条において準用する法第九十八条第一項」と、第十六条第二項及び第四項並びに第十八条第二項中「一般社団法人」とあるのは「一般財団法人」と、読み替えるものとする。

(電磁的記録)

第八十九条 法第十条第二項（法第五十二条第三項において準用する場合を含む。）に規定する法務省令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものであるものとする。

(電磁的方法)

第九十二条 「同上」

法務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一 「略」

二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 「略」

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行令に係る電磁的方法)

第九十七条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行令(平成十九年政令第三十八号)第一条第一項又は第二条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

一 「略」

イ 「略」

ロ 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

二 「略」

(保存の方法)

第百条 民間事業者等が、電子文書法第三条第一項の規定に基づ

一 「同上」

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 「同上」

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行令に係る電磁的方法)

第九十七条 「同上」

一 「同上」

イ 「同上」

ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

二 「同上」

(保存の方法)

第百条 民間事業者等が、電子文書法第三条第一項の規定に基づ

き、前条各号に掲げる保存に代えて当該保存すべき書面に係る電磁的記録の保存を行う場合には、当該書面に記載されている事項をスキヤナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルにより保存する方法により行わなければならない。

2 「略」

（交付等の方法）

第百四条 民間事業者等が、電子文書法第六条第一項の規定に基づき、前条各号に掲げる交付等に代えて当該交付等をすべき書面に係る電磁的記録の交付等を行う場合は、次に掲げる方法により行わなければならない。

一 「略」

二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに当該交付等に係る事項を記録したものを交付する方法

2 「略」

き、前条各号に掲げる保存に代えて当該保存すべき書面に係る電磁的記録の保存を行う場合には、当該書面に記載されている事項をスキヤナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルにより保存する方法により行わなければならない。

2 「同上」

（交付等の方法）

第百四条 「同上」

一 「同上」

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに当該交付等に係る事項を記録したものを交付する方法

2 「同上」

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。